

新型コロナウイルス感染症 予防ガイドライン

(令和2年5月29日現在)

東京学芸大学附属特別支援学校

【目次】

項目	p.
I 本ガイドラインについて	2
II 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方	2
III 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	3
(1) 幼児児童生徒	3
(2) 教職員	4
(3) 来校者（幼児児童生徒の送迎で来校する保護者、大学関係者、関連業者等）	4
(4) 校内環境	4
2 教育活動上の留意点	6
(1) 時差通学	6
(2) 分散登校	6
(3) 感染症対策に留意した各教科等の指導	6
(4) 水分補給・学校給食	8
(5) 休憩時間	8
(6) 清掃活動	8
3 学校行事、教育実習等への対応	8
(1) 学校行事、保護者会やPTAに関連する行事や会合等	8
(2) 教育実習・介護等体験	9
4 幼児児童生徒の登校の判断	9
(1) 基礎疾患等があることで配慮が必要な幼児児童生徒について	9
(2) 海外から帰国した幼児児童生徒について	10
(3) 感染症の予防上、保護者が幼児児童生徒の登校を控えた場合について	10
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	10
6 年間指導計画作成について	10
IV 感染者の確認、感染状況の拡大への対応編	
1 感染者が出た場合	10
(1) 幼児児童生徒の場合	10
(2) 教職員の場合	10
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族等が感染した場合）	11
(1) 幼児児童生徒の場合	11
(2) 教職員の場合	12
3 校内で体調不良者が出た場合	12
4 東京都・埼玉県内の感染者の発生状況を踏まえた措置	12
付記	
(別添1) 幼児児童生徒用 健康観察票	13
(別添2) 幼児児童生徒用 健康観察票の集約・回収の手順	14
(別添3) 消毒液の使い方及び使い分け	14
(別添4) 校内で体調不良者が出た場合の関係機関への連絡フローチャート	15
参考引用資料 URL 一覧	16

I 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドラインに基づき、東京学芸大学附属特別支援学校として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものである。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する。

II 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方

5月21日現在、内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策本部によると、新型コロナウイルス感染症は、下記のような特徴があるといわれている。

◆令和2年5月21日 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」より抜粋【※下線は本校が加筆】

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「3つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- 世界保健機関（WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5-6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- 特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。
- 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。
- 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

このような新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、令和2年度の教育活動の再開にあたっては、以下の4つの対策を重点的に講じる。

- 1 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する
- 2 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制を整備する
- 3 日頃の連絡体制の確認しておく
- 4 集団感染リスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避する
 - ・換気の悪い密閉空間
 - ・多くの人の密集（おおむね10人以上）
 - ・近距離での会話や発声（飛沫への配慮がない場合）

また、地域のクラスターの発生状況や東京都内・埼玉県内の患者の発生状況等によっては、休業措置を行う場合がある。

Ⅲ 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児児童生徒

ア 幼児児童生徒に対し、石けんでの手洗い（登校時、体育の授業後、外に出た時、トイレ使用後等）、咳エチケット（マスク・ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う等）を励行し、実態に応じてマスクの着用する。自分で手洗いが難しい幼児児童生徒は、教員が石けんを用いて手洗いをを行う。

手を拭く際に使用するタオルやハンカチは、本人用を学校に持参するよう保護者に依頼する。手荒れが心配な場合は、ハンドクリームを持参する。

イ 幼児児童生徒の保護者には、毎朝、登校前に自宅での検温と「健康観察票（付記 別添1）」の記入を依頼する。

登校前に、発熱や風邪症状がみられる時は、自宅で経過観察をする。今回の新型コロナウイルス感染症に関し、自宅で経過観察をする場合の出欠席の取扱いは、保護者の連絡をもって、校長が出席しなくても良いと認める日として扱う。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

保護者から自宅で経過観察をする旨の連絡を受けた担任は、登校の判断は、かかりつけ医の受診または電話相談により、登校の目安の指示を受けることが前提であることを伝える。

幼児児童生徒の「健康観察票」の校内での集約・回収の手順は、付記 別添2に掲載。

なお、学校再開後の当面の間、分散登校に当たっていない家庭学習日でも、毎日の検温及び「健康観察票」の記入は継続して依頼するが、体調の変化がある場合は、学校へ電話連絡で報告を依頼する（学校再開後、幼児児童生徒はGoogleフォームの入力は無）。

ウ 同居する家族に、発熱や風邪症状がみられる場合は、登校を控える。

エ 登校時、制服は、更衣室での密集時及び着替え介助時の感染リスクを考慮し、小学部・中学部・高等部の児童生徒については、私服での登校も認める。

併せて、水分補給が適切に行うことができるように、水筒を学校に持参するよう保護者に依頼する。

(2) 教職員

- ア 教職員は、幼児児童生徒と接することから、手洗い・飛沫の拡散防止のためのマスク着用を必須とする。
- イ 毎朝、出勤前に自宅での検温及び自覚症状の確認を行い、出勤前に「Google フォーム」に自身の体温等を入力する。「Google フォーム」の管理は、副校長が行う。
健康状態に不安がある時には出勤しない。
発熱や風邪症状がみられる場合は、自宅で経過観察をする。改善しない場合は、かかりつけ医または居住地域の指定相談窓口へ電話をして指示を受ける。
- ウ 同居する家族に、発熱や風邪症状がみられる場合は、出勤を控える。
- エ 通勤時は、公共交通機関内での会話を控え、飛沫感染の防止に努める。
入校時は、石けんを用いて入念に手洗いを行い、手指消毒をする。
- オ 出勤後、発熱等、体調が悪くなった場合には、我慢せず、すぐに管理職や学部主事、養護教諭に連絡後に帰宅し、自宅で経過観察を行う。
- カ 勤務時間外においても、「3つの密」を避け、感染拡大警戒地域への不要不急の外出を控えるとともに、可能な限り10人以上の集会を避ける。
また、感染した際の保健所による積極的疫学調査が効果的に実施できるよう、自身の行動を記録しておくよう努める。

(3) 来校者（幼児児童生徒の送迎で来校する保護者、大学関係者、関連業者等）

- ア 入校時は、玄関に設置している消毒用アルコールでの手指消毒を行う。
マスクの着用がない場合は、事務室受付に設置している予備用のマスクを提供する。
- イ 原則として、保護者が、幼児児童生徒の送迎のために来校は、玄関までとする。
分散登校時の待機等あらかじめ校内へ入る予定がある場合は、幼児児童生徒同様、自宅での検温を依頼する。
- ウ 当面の間、見学や参観等は見送るが、万が一、大学関係者や関連業者が入校する場合は、事務室受付に設置する非接触性体温計で検温の後、発熱していないことを確認してから入校を依頼する。

(4) 校内環境

- ア 石けんや消毒用アルコールを配置し、手指衛生を保てる環境を整備する。
- イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調整を含めて温度、湿度の管理に努める。
換気は、冷暖房の使用の有無に関わらず、教室のドアや窓を少なくとも休憩毎に開放し、換気設備を適切に使用する。
- ウ 教室やトイレ等、幼児児童生徒や教職員が利用する場所のうち、特に多く手を触れる場所（ドアノブ、階段の手すり、スイッチ等）は、下校後に、消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用アルコール等）を使用して清掃を行う等して環境衛生を良好に保つ。
下校後の清掃や消毒は、各教室の管理者が行う。

エ 消毒場所と消毒回数を目安

複数の人の手指が頻繁に触れる場所（詳細は以下の表を参照）を重点的に行う。

*唾液、鼻水、痰等で汚染された場合は、その都度、消毒を行う。

*消毒が困難な物品については、使用や共用を避ける。

*使用する消毒液の使い方及び使い分けについては、付記 別添3に記載する。

場所	消毒する物・場所	担当者	消毒する時間帯	使用する消毒液
教室 授業で使用 した特別教室	◆机 ◆椅子の背もたれ ◆ドア・窓の取っ手や鍵 ◆照明・エアコン等のスイッチ ◆手洗い水道の蛇口 ◆共用の備品・教材・教具等で手に触れる物（玩具、文房具。ピアノ・キーボードの鍵盤等） ◆床	担任 専任 授業者	下校後	次亜塩素酸ナトリウム ※電子機器及び幼児児童生徒が口に入れる可能性がある備品等は、 消毒用アルコール
廊下 階段 玄関	◆手すり ◆窓の取っ手 ◆床	用務 用務	日中 下校後	次亜塩素酸ナトリウム 次亜塩素酸ナトリウム
トイレ	◆手洗い水道の蛇口 ◆洗面台 ◆トイレトペーパーホルダー ◆便所のドア（鍵） ◆便所の蓋や便座 ◆水洗流水レバー ◆ウォシュレットの操作ボタン ◆壁、床	用務	日中	次亜塩素酸ナトリウム
職員室	◆出入り口ドア・取っ手 ◆電話機 ◆手洗い水道の蛇口 ◆共用の文房具等の備品等で手に触れる物	教務	出勤後 下校後	次亜塩素酸ナトリウム ※電子機器は、 消毒用アルコール
印刷室	◆出入り口ドア・取っ手 ◆印刷機・コピー機 ◆電話機	教務	出勤後 下校後	次亜塩素酸ナトリウム ※電子機器は、 消毒用アルコール
事務室 湯沸室	◆出入り口ドア・受付の窓 ◆電話機 ◆流しの蛇口 ◆冷蔵庫の取っ手	事務長 用務	出勤後 下校後	次亜塩素酸ナトリウム ※電子機器は、 消毒用アルコール

	◆製氷器の扉 ◆洗濯機の操作スイッチ			
保健室	◆出入り口ドア・取っ手 ◆机、椅子等	養護教諭	常時	次亜塩素酸ナトリウム

2 教育活動上の留意点

(1) 時差通学

- ア 学校再開後、当面の間、電車・路線バスによる通学が混雑時を避けた時間帯となるよう、登校時刻・下校時刻を、別途定め、保護者に通知する。
通学時は、飛沫感染の防止のためマスクの着用に努めること。
- イ 感染予防のため自家用車による通学を認める。
自家用車での通学を希望する場合は、あらかじめ担任に申し出ること。
なお、校内の自家用車の出入りは、北門に限る。
ただし、自家用車等での通学時に事故が発生した場合の補償については、各家庭で加入している自動車保険を使用することとなる。通学途中の事故には、十分に安全に注意すること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が幼児児童生徒の登校を控えたいという希望がある場合は、あらかじめ担任と個別に相談をする。
登校を控えた場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくても良いと認める日として扱う。その際、指導要録上の取り扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(2) 分散登校

- ア 校内の密集を軽減し、段階的に教育活動を開始するという観点から、学校再開後の当面の間、学部・学級毎に登校日を定める分散登校を実施する。
各学部・学級の登校日に関する詳細は、別途、学部毎に保護者に通知する。
- ウ なお、登校日に当たっていない学部・学級は、あらかじめ与えられた課題を基に家庭学習を行う。
- エ 登校後は、石けんを用いて入念に手洗いを行う。その際、手洗い水道の周辺が、「3つの密」とならないよう留意する。

(3) 感染症対策に留意した各教科等の指導

(国ガイドライン別添1のP8)(文部科学省：衛生管理マニュアルP27-28)

- ア 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合い等の活動は控える。
やむを得ず、幼児児童生徒の会話や発声等が必要な場合には、咳エチケットの要領でマスクまたは代用品(ハンカチ、手ぬぐい等)を着用するようにする。
- イ できるだけ個人の教材・教具を使用し、幼児児童生徒同士の使い回しは控える。器具や用具を共用する場合は、適切な消毒や手洗いを徹底する。
- ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の授業や実技等については、年間指導計画作成時に留意する。

本校の場合

教科・活動名	留意事項
国語、算数・数学等の教科指導	<ul style="list-style-type: none"> ・カード等、幼児児童生徒が共用する教材を避ける。 ・マジック等、幼児児童生徒が共用する教具を避ける。 ・消毒が困難な教材・教具は、使用や共用を避ける。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・歌唱や身体接触を伴うダンスは実施しない。 ・パチ等、共用する教材・教具は、使用後に持ち手の部分等を消毒する。
図工・美術 作業学習	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒同士が近距離で活動する共同制作は避ける。 ・筆や刷毛等、共用する教材・教具は、使用後に持ち手の部分等を消毒する。
体育等、運動を伴う活動	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から体育等、運動を伴う活動に関し、基礎疾患がある等の理由から参加を控えたい旨の相談があった場合等は、参加を強制せずに、保護者の意向を尊重する。 ・幼児児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、活動中止を判断すること。 ・臨時休業期間において、運動不足となっている幼児児童生徒が多いと考えられるため、準備運動・整理運動を十分に行う。 ・身体接触を伴う活動（複数による準備体操や体づくり運動等）は、できるだけ避ける。 ・活動の際は、十分に幼児児童生徒の間隔を空ける。特に、激しい呼吸を伴う運動を行う場合は、2m 以上の間隔を空ける。 ・可能な限り、屋外で実施する。 ・屋内で活動する場合は、十分な換気を行った上で、体育館を使用する。その際、呼気が激しくなるような運動は避ける。万が一、プレイルームや音楽フレキシブルホールを使用する場合は、10 人以下とすること。 ・プール指導は、今年度は実施しない。 ・運動時のマスク着用による身体へのリスク（十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスク）を考慮し、体育等、運動を伴う活動時はマスクの着用は必要ないが、十分な間隔の確保や活動後の手洗いを徹底する。 ・ラケット等、共用する教材・教具は、使用後に持ち手の部分等を消毒する。
調理実習、校内外での飲食を伴う活動	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習は、当面の間、実施しない。 ・校内外で飲食を伴う活動は、実施しない。
特別活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒しにくい玩具や教材・教具の使用は避ける。使用した場合は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。 ・タブレット端末やパソコン等は、使い回しを避け、使用後は、消毒用アルコールで消毒する。 ・運動を伴う特別活動等は、上記「体育等、運動を伴う活動」と同様とする。できるだけ「3つの密」の状態とならないよう留意する。 ・身体接触を伴う活動は実施しない。 ・委員会活動は、活動内容を精選して、短時間でできるように工夫する。

- エ 授業中、幼児児童生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室へ連絡する。
水分補給や衣服の調整による経過観察で回復した場合は、授業に復帰してもよい。
解熱しない場合は、保護者に迎えを依頼する。

(4) 水分補給・学校給食

- ア コップからの感染防止の観点から、保護者に水筒の持参を依頼する。
ただし、熱中症対策として、通常時に各学級で使用しているポットに、予備用の麦茶を準備しておく。
- イ 学校給食については、6月中の提供は行わない。
7月以降に関しては、分散登校の状況により、別途、検討を行う。
特に、中学部・高等部で、給食提供が難しい際に午後の授業を計画する場合は、保護者に弁当の持参を依頼することも併せて検討する。その際の弁当は、できるだけ生徒が簡易に喫食できるような工夫を依頼する。
- ウ 給食時の配膳や喫食場所、介助が必要な幼児児童生徒の対応については、国のガイドライン別添1P9や文部科学省：衛生管理マニュアル P30-31 を基に、別途、本校版のガイドラインを作成する。

(5) 休憩時間（国ガイドライン別添1のP4）

- ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う（天候や幼児児童生徒の実態に応じて調整する）。
- イ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後等に手洗いを徹底する。
- ウ トイレやオムツを介助した教員は、必ず石けんによる手洗い・手指消毒を行う。
オムツ等の排泄物の処理については、これまで同様の方法で処理を行う。

(6) 清掃活動（文部科学省：衛生管理マニュアルP32）

- ア 学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行う。
児童生徒の係活動でゴミ捨ては、ゴミからの感染リスク回避の観点から、実施しない。
掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

3 学校行事、教育実習等への対応

(1) 学校行事、保護者会やPTAに関連する行事や会合等

- ア 学校行事及び保護者会、PTA理事会関連行事については、「3つの密」の状態とならないよう留意して実施するものとする。実施する際は、できるだけ感染予防の措置を執る。
なお、実施に際しての感染の可能性が高いと思われる行事や会合等は、積極的に中止、延期、あるいは実施の見直しを図る。検討にあたっては、本ガイドライン「Ⅱ 新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方」に示す内容を踏まえる。
- イ 8月までの学校行事等について（5月28日現在）
 - ①遠足や校外での宿泊行事
6月7月に予定している遠足や校外での宿泊行事は中止とする（幼稚部：動物園遠足、中学部：自然教室）。
 - ②交流学习
7月までに予定している交流学习は中止とする。
9月以降は、今後の感染状況をみながら検討する。

③高等部における現場実習

8月までに予定している高等部：現場実習は、高3の一部を除き中止を検討中。

11月においても、今後の感染状況を踏まえ、実習先・保護者も含め十分に協議する。

④プール学習（夏季休業中も含む）、春のレクリエーション大会は中止とする。

⑤家庭訪問

5月に予定していた家庭訪問は、校内での面談に替えて実施する。

⑥避難訓練

通常の訓練は、学部単位で実施する。

全校一斉の避難訓練・不審者対応訓練については、9月以降に実施を検討する。

⑦各種健康診断・健康相談

7月までに予定していた各種健康診断は延期とし、今後の状況により、後日、学校医と日程を調整する。健康相談については、学校医と調整の上、検討する。

⑧夏季休業

7月21日（火）から8月31日（月）とする。

⑨夏季休業以降に予定している学校行事

中止とする行事：夕涼み会、ネットフォーラム、音楽教室

今後検討する行事：遠足や校外での宿泊行事

（小学部：鎌倉へGO、中学部：修学旅行、高等部：林間学校・修学旅行）

若竹まつり、若竹バーベキュー、小学部：お店をひらこう、

中学部・高等部：販売会、入学選考、ニューイヤーコンサート、

研究協議会、学習発表会、卒業式

⑩PTA理事会等

7月20日（月）までの保護者会やPTAに関連する行事や会合等は、「様式を変更し開催」「延期」「中止」のいずれかとする。

行事や会合等の開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行うこと。当日説明する内容等を文書等で、あらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

※その他の学部における行事については、各学部で検討する。

(2) 教育実習・介護等体験

ア 東京学芸大学の方針に従って対応する。

4 幼児児童生徒の登校の判断（国ガイドライン別添1のP4、5）

(1) 基礎疾患等があることで配慮が必要な幼児児童生徒について

ア 基礎疾患等があることにより重症化リスクが高い幼児児童生徒については、居住する地域や本校近隣の感染状況を踏まえ、保護者は担任に相談し、主治医や学校医の意見も含めて個別に登校を判断する。

イ 主治医が登校すべきでないと判断した場合、出欠席の扱いは「非常変災等児幼児児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくても良いと認め

た日」として扱う。

指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した幼児児童生徒について

ア 国や地域を問わず、海外から帰国した幼児児童生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、場所によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠席の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等幼児児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくても良いと認められた日」として扱う。

指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が幼児児童生徒の登校を控えた場合について

今回の新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が幼児児童生徒の登校を控えたいという希望があった場合の出欠席の扱いについては、校長が出席しなくても良いと認める日として扱う。その際、指導要録上の取り扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処（国ガイドライン別添1のP4、6）

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、個人情報保護、公衆衛生上の観点から専門家の判断を仰ぎながら配慮して対応する。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

6 年間指導計画作成について

年間指導計画の立案にあたっては、感染症対策に留意した各教科等での学習が前提である。例えば、「体育」において身体接触の多い活動を取り止めることや、「音楽」において歌唱を取り止める等が考えられる。感染を広げる恐れのある単元や題材は、感染が収まってから取り上げる。感染の状況によっては取り上げない等の配慮を行う。

IV 感染者の確認、感染状況の拡大への対応編

1 感染者が出た場合（国ガイドライン別添2のP1）

(1) 幼児児童生徒の場合

ア 校長は、当該幼児児童生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、東京学芸大学附属学校運営部に報告する。

ウ 校長は、東京学芸大学附属学校運営部と協議の上、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。ただし、衛生主管部局を相談の上、当該幼児児童生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実

施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

- エ 保健所は、学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該幼児児童生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して通知する。

(2) 教職員の場合

ア 校長は、当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については「1 (1) 幼児児童生徒の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行うことに留意する）。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族等が感染した場合）

◆令和2年4月20日 国立感染症研究所 感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋【※下線は本校が加筆】

- 「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- 「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。
*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など
- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者」である。
 - ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

(1) 幼児児童生徒の場合

- ア 幼児児童生徒の同居の家族の中に感染した者がいる等、当該幼児児童生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼する。
- イ 保護者から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該幼児児童生徒の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該幼児児童生徒に対して出席停止の措置を行う。
- ウ 校長は、東京学芸大学附属学校運営部に報告する。
- エ この場合、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。
- オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の幼児児童生徒等の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して通知する。

(2) 教職員の場合

ア 教職員が同居する家族の中で感染した者がいる等、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については「2(1) 幼児児童生徒の場合」のウから力までと同様の取扱いとする。

3 校内で体調不良者が出た場合

校内で幼児児童生徒や教職員に体調不良者が出た場合は、別添4の関係機関への連絡フローチャートを基に対応する。

4 東京都・埼玉県内の感染者の発生状況を踏まえた措置

(文部科学省：衛生管理マニュアル P37)

今後、地域の感染状況が悪化したり、感染経路不明の感染者が多数発生したり、特定の地域でのクラスターの発生や東京都内及び埼玉県内の患者の発生状況等によっては、国及び地方自治体の対応を参考に、東京学芸大学附属学校運営部と協議の上、休業措置を行う場合がある。

なお、休業措置を行う場合であっても、幼児児童生徒の学びを保障する観点から、家庭学習等について、十分に検討を行う。

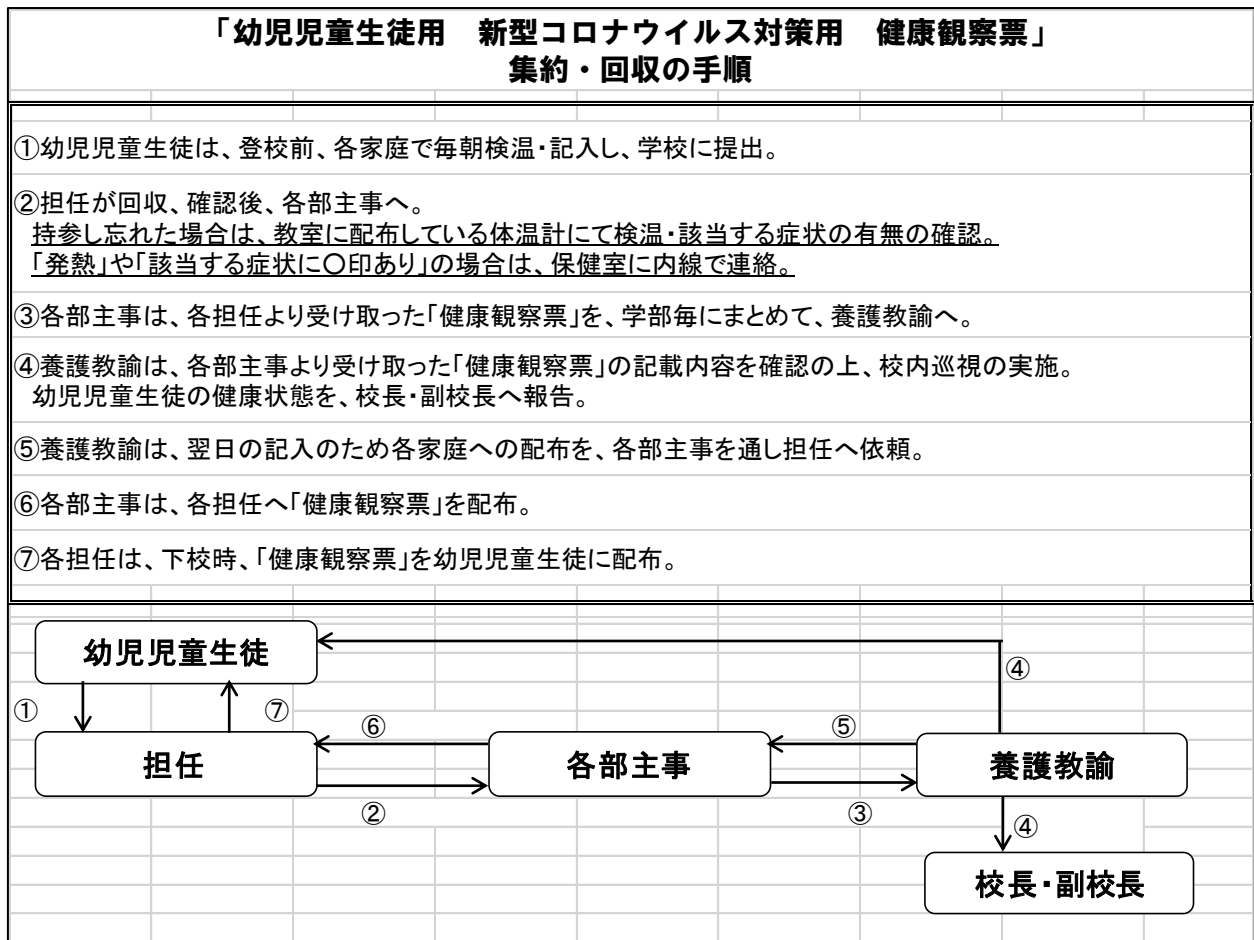
付記

(別添1) 幼児児童生徒用 健康観察票

<small>しんかたころなういるすたいさくようけんこうかんさつひょう</small> 新型コロナウイルス対策用 健康観察票 【6/2(火)から】												
<small>ようしょうちゅうこう</small> 幼・小・中・高		<small>ねん</small> 年	<small>ぐみ</small> 組	<small>しめい</small> 氏名	<small>へいねつ</small> 平熱 _____℃							
<small>つきひ</small> 月/日 <small>ようび</small> (曜日)	<small>たいおん</small> 体温	<small>したの①～⑥の症状がある場合は、○をしてください。</small>						<small>⑦その他の体の様子</small> (例:寝不足、食欲がな い、味やにおいが変(感 じない;いつもと違う)、便 秘、下痢、嘔吐、お腹が 痛い、頭が痛い、等)	<small>じゆしん</small> 受診した <small>ばあい</small> 場合は、 ○をして ください。	<small>かていじん</small> 家庭印 (サイン)	<small>たんじんじん</small> 担任印 (サイン)	
		<small>①体温が</small> <small>へいねつ</small> 平熱より 1.0℃ <small>いじょうたか</small> 以上高い	<small>②咳を</small> <small>せき</small> している	<small>③息切れ・</small> <small>いきぎ</small> 息苦しさ がある	<small>④のど</small> <small>のど</small> が痛い	<small>⑤だるい</small> <small>だるい</small> (倦怠感)	<small>⑥関節痛</small> <small>かんせつつう</small> がある					
6/2(火)	℃											
6/3(水)	℃											
6/4(木)	℃											
6/5(金)	℃											
6/6(土)	℃											
6/7(日)	℃											
6/8(月)	℃											
6/9(火)	℃											
6/10(水)	℃											
6/11(木)	℃											
6/12(金)	℃											
6/13(土)	℃											
6/14(日)	℃											
6/15(月)	℃											
6/16(火)	℃											
6/17(水)	℃											
6/18(木)	℃											
6/19(金)	℃											
6/20(土)	℃											
6/21(日)	℃											
6/22(月)	℃											
6/23(火)	℃											
6/24(水)	℃											
6/25(木)	℃											
6/26(金)	℃											

★「①強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)や高熱のいずれかがある」
 「②基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患など)のある人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある」
 「③比較的軽い風邪が4日以上続く」場合は、新型コロナウイルスの感染が疑われます。
 ①②③に1つでも当てはまる場合は、
 すぐに「かかりつけの小児科医」または「自治体の相談窓口(帰国者・接触者相談センターなど)」に、電話で相談してください。
 (症状には個人差があるので、強い症状と思う場合には、すぐに相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない人も同様です。)
 (裏面に、本校の通学区域の「相談窓口」の電話番号を載せています)

(別添2) 幼児児童生徒用 健康観察票の集約・回収の手順



(別添3) 消毒液の使い方及び使い分け

◆次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤、商品名：ピューラックス）

- ① 水をバケツに8分目（約3L）汲み、原液をキャップ3杯入れて混ぜる。
- ② 布巾やスポンジワイパーを①に浸し、適度に絞ったら、それぞれの物品・場所を拭く。
- ③ 拭いた後の布巾やスポンジワイパーは、残った①の液で丁寧に洗い、残りは排水する。
- ④ 塩素による腐食・変色があるため、③で拭いた後おおよそ10分後に水拭きをする。

※手指の消毒には、絶対に使用禁止。 ※電子機器の消毒は、使用禁止。

※換気をしながら作業すること（塩素系の消毒液のため）。

※作業の際はマスクを着用すること。ゴム手袋やメガネ等も着用できると望ましい。

万が一、手指や眼に希釈液が付着した場合には、水道水で十分に洗浄すること。

◆消毒用アルコール または アルコール入りウエットティッシュ

- ・スプレーで噴霧し布巾やペーパータオルで拭く。ウエットティッシュは、そのまま使用可。

※現在、在庫に限りがあるため、特に、電子機器及び幼児児童生徒が口に入れる可能性がある教材・教具に優先的に使用する。

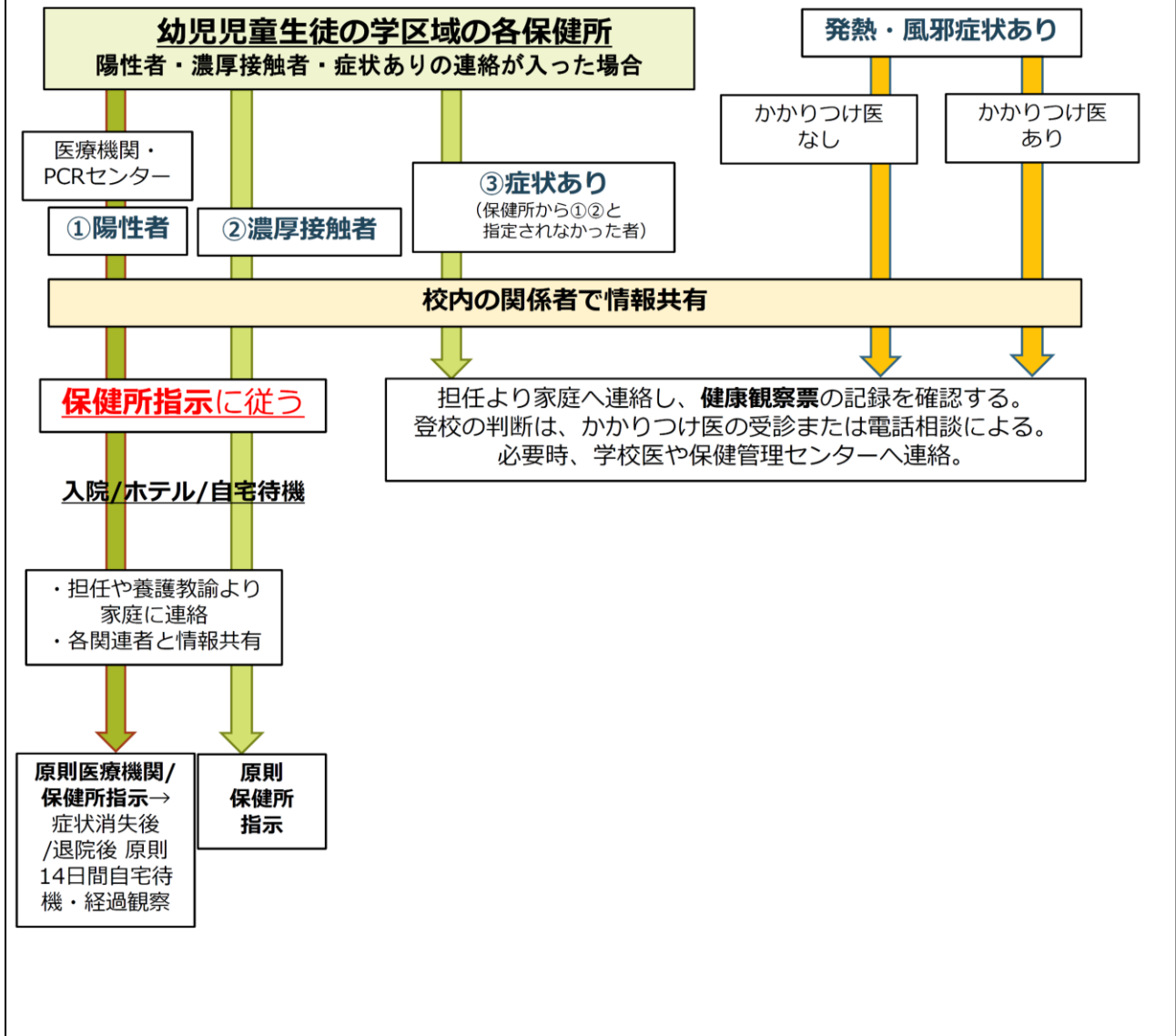
5/22 経済産業省及び独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）より、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、家庭や職場におけるアルコール以外の消毒方法の選択肢を増やすため、消毒方法の有効性評価を実施したところ、住宅・家具用洗剤等に使用されている「界面活性剤」5種が新型コロナウイルスに対して有効と判断したとの報道発表があった。

しかし、この有効性は、インフルエンザウイルスやコロナウイルス等のリン脂質エンベロープ（膜構造）を持つウイルスには効果があるが、エンベロープ（膜構造）を持たないノロウイルス等には効果がない。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の感染リスク低減も考慮し、本校で使用する消毒液は、「次亜塩素酸ナトリウム」を基本とし、電子機器等には「消毒用エタノール」の使い分けを行う。

新型コロナウイルス感染症の 陽性者・濃厚接触者・症状あるの方への 医療的対応の概略フローチャート（附属学校対応用）

2020/5/7大学が作成を参考に2020/5/29作成



参考引用資料 URL 一覧 (※いずれも最終アクセス日は令和2年5月24日)

首相官邸ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

<https://www.kantei.go.jp/>

内閣官房ホームページ 新型コロナウイルス感染症対策 対策本部等資料 等

<https://corona.go.jp>

厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症に関する Q&A ・国内の発生状況 ・政府の対策について 等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

文部科学省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン (令和2年3月24日)
- ・学校再開等に関する Q&A ・新学期に向けて ・新型コロナウイルス感染症への対応全体について 等

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

国立感染症研究所ホームページ

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連情報ページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

東京都教育委員会「都立学校版 感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)」(令和2年3月26日)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/files/release20200326_07/guidelines.pdf

群馬県教育委員会「群馬県版：学校再開に向けたガイドライン」(令和2年4月2日)

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100150443.pdf>

愛知県立名古屋特別支援学校「新型コロナウイルス感染症 予防ガイドライン」(令和2年4月22日現在)

<https://nagoya-shaichi-c.ed.jp/img/file253.pdf>

岐阜県教育委員会「岐阜県 学校における新型コロナウイルス感染症対応<学校再開ガイドライン>」(令和2年5月15日)

https://www.furuya-keiji.jp/blog/wp-content/uploads/2020/05/4-5_0515_honbu14_.pdf

千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」(令和2年5月18日版)

https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/hokenn/documents/shingatakorona_guideline_r20518.pdf

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン (2018年改訂版)」(平成30年3月)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

吉川悦子 日本赤十字看護大学看護学部・准教授ら「保健師のための積極的疫学調査ガイドライン [新型コロナウイルス感染症] 患者クラスター (集団) の迅速な検出に向けて」(令和2年4月20日)

https://jeaweb.jp/covid/links/guide_0421.pdf